

令和元年12月2日

第4回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第 87号	令和元年度大垣市一般会計補正予算（第3号）
議第 88号	令和元年度大垣市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）
議第 89号	令和元年度大垣市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）
議第 90号	令和元年度大垣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
議第 91号	令和元年度大垣市病院事業会計補正予算（第1号）
議第 92号	大垣市部設置条例の一部改正について
議第 93号	大垣市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について
議第 94号	大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
議第 95号	大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第 96号	大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議第 97号	大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について
議第 98号	大垣市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
議第 99号	大垣市下水道条例等の一部改正について
議第 100号	財産の取得について
議第 101号	指定管理者の指定について
議第 102号	指定管理者の指定について
議第 103号	市道路線の認定について
報第 11号	専決処分の報告について
報第 12号	専決処分の報告について
報第 13号	専決処分の報告について

議第 87 号

令和元年度大垣市一般会計補正予算（第 3 号）

令和元年度大垣市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 932,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,574,300 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 12 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	歳出	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金			6,420,396	52,300	6,472,696
	1. 国庫負担金		5,504,958	42,000	5,546,958
		2. 国庫補助金	880,017	10,300	890,317
16. 県支出金			3,775,620	23,700	3,799,320
	1. 県負担金		2,283,685	21,000	2,304,685
		2. 県補助金	1,106,313	2,700	1,109,013
18. 寄附金			474,320	1,700	476,020
	1. 寄附金		474,320	1,700	476,020
20. 繰越金			1,281,600	307,600	1,589,200
	1. 繰越金		1,281,600	307,600	1,589,200
22. 市債			5,930,300	547,600	6,477,900
	1. 市債		5,930,300	547,600	6,477,900
歳入		合計	64,641,400	932,900	65,574,300

(単位：千円)

歳出款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		376,310	800	377,110
	1. 議会費	376,310	800	377,110
2. 総務費		14,068,610	9,610	14,078,220
	1. 総務管理費	11,614,860	△11,200	11,603,660
	2. 市民活動費	374,050	9,750	383,800
	3. 徴税費	707,770	6,580	714,350
	4. 戸籍住民基本台帳費	250,580	△6,970	243,610
	6. 統計調査費	34,590	1,200	35,790
	7. 監査委員費	36,970	590	37,560
	8. 交通安全対策費	905,120	9,660	914,780
3. 民生費		21,779,090	241,590	22,020,680
	1. 社会福祉社費	5,171,490	16,900	5,188,390
	2. 老人福祉社費	2,319,120	9,010	2,328,130

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 児童福祉費	3. 児童福祉費	9,217,080	217,150	9,434,230
	4. 生活保護費	1,432,180	△1,470	1,430,710
4. 衛生費	1. 保健衛生費	3,993,960	△3,130	3,990,830
	2. 清掃費	1,539,270	△3,400	1,535,870
	5. 労働費	2,401,990	270	2,402,260
5. 労働費	1. 労働諸費	90,630	△4,960	85,670
	6. 農林水産業費	90,630	△4,960	85,670
6. 農林水産業費	1. 農業費	953,510	14,930	968,440
	2. 畜産業費	263,020	12,170	275,190
	3. 林業費	9,690	210	9,900
	4. 土地改良費	41,270	△730	40,540
		605,130	3,280	608,410

7. 商	工	費		2, 220, 330	16, 720	2, 237, 050				
	1. 商	工	費	2, 175, 830	10, 620	2, 186, 450				
	2. 繰	出	金	44, 500	6, 100	50, 600				
8. 土	木	費		6, 860, 290	241, 440	7, 101, 730				
	1. 土	木	管	理	費	268, 710	△35, 770	232, 940		
	2. 道	路	橋	り	よ	う	費	1, 536, 500	△6, 640	1, 529, 860
	3. 河	川	水	路	費	867, 980	△5, 650	862, 330		
	4. 都	市	計	画	費	1, 822, 930	303, 010	2, 125, 940		
	5. 住	宅	費	547, 140	△1, 510	545, 630				
	6. 繰	出	金	1, 817, 030	△12, 000	1, 805, 030				
9. 消	防	費		1, 837, 570	△980	1, 836, 590				
	1. 消	防	費	1, 837, 570	△980	1, 836, 590				
10. 教	育	費		6, 489, 400	416, 880	6, 906, 280				
	1. 教	育	総	務	費	890, 760	14, 120	904, 880		

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出	2. 小 学 校 費	781,940	△8,070	773,870
	3. 中 学 校 費	578,330	3,840	582,170
	4. 幼 稚 園 費	998,390	△20,560	977,830
	5. 社 会 教 育 費	1,643,140	△10,490	1,632,650
	6. 保 健 体 育 費	1,596,840	438,040	2,034,880
	合 計	64,641,400	932,900	65,574,300

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
青 年 の 家 管 理 委 託	令 和 2 年 度 ～ 令 和 6 年 度	1 0 9 , 0 0 0

第3表 地方債補正

変更 (単位：千円)

起債の目的	限度額		額	
	補正	前	補正	後
幼保園建設事業	56,200		165,200	
公園整備事業	345,400		577,600	
計	5,930,300		6,477,900	

追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
体育施設整備事業	206,400	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和元年度大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	5,365,418	33,400	5,398,818	2. 児童福祉費	33,400	累計 障害児通所支援給付費 児童発達支援給付費 6,800×1/2 3,400 放課後等デイサービス給付費 60,000×1/2 30,000
3. 教育費国庫負担金	137,192	8,600	145,792	1. 幼稚園費	8,600	施設型給付費 17,200×1/2
計	5,504,958	42,000	5,546,958			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 衛生費国庫補助金	22,968	900	23,868	1. 保健衛生費	900	累計 母子保健情報連携システム改修事業費 1,350×2/3

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 教育費国庫補助金	72,071	9,400	81,471	4. 幼稚園費	9,400	累計 幼稚園施設整備費 園舎 28,200×1/3 16,232
計	880,017	10,300	890,317			

(款) 16. 県支出金

(項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	2,202,649	16,700	2,219,349	3. 児童福祉費	16,700	累計 障害児通所支援給付費 児童発達支援給付費 6,800×1/4 1,700 放課後等デイサービス給付費 60,000×1/4 15,000 897,674
3. 教育費県負担金	68,596	4,300	72,896	1. 幼稚園費	4,300	施設型給付費 17,200×1/4
計	2,283,685	21,000	2,304,685			

(款) 16. 県支出金
(項) 2. 県補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7. 教育費県補助金	88,926	2,700	91,626	3. 幼稚園費	2,700	累計 施設型給付費 5,400×1/2
計	1,106,313	2,700	1,109,013			

(款) 18. 寄附金
(項) 1. 寄附金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 教育費寄附金	3,600	1,700	5,300	3. 社会教育費	1,700	累計 1,800
計	474,320	1,700	476,020			

(款) 20. 繰越金
(項) 1. 繰越金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,281,600	307,600	1,589,200	1. 繰越金	307,600	
計	1,281,600	307,600	1,589,200			

(款) 22. 市債
(項) 1. 市債
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生債	22,400	38,200	60,600	2. 児童福祉債	38,200	累計 幼保園建設事業債 58,100
5. 土木債	1,065,100	232,200	1,297,300	2. 都市計画債	232,200	累計 公園整備事業債 688,800
7. 教育債	226,500	221,000	447,500	1. 教育債	221,000	幼保園建設事業債 14,600 体育施設整備事業債 206,400
9. 合併特例債	2,027,100	56,200	2,083,300	1. 合併特例債	56,200	幼保園建設事業債
計	5,930,300	547,600	6,477,900			

2 歳 出
 (款) 1. 議会費
 (項) 1. 議会費
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				財源		一般財源	区分	金額		
				特定財	その他					
国県支出金	地方債									
1. 議会費	376,310	800	377,110	-	-	800	1. 報酬	800	累計	213,550
計	376,310	800	377,110	-	-	800				

(款) 2. 総務費
 (項) 1. 総務管理費
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				財源		一般財源	区分	金額		
				特定財	その他					
国県支出金	地方債									
1. 一般管理費	815,970	9,980	825,950	-	-	9,980	2. 給料	1,480	累計	200,790
							3. 職員手当等	6,490	累計	332,480
							4. 共済費	2,010	累計	218,120
2. 人事管理費	137,530	1,260	138,790	-	-	1,260	2. 給料	△280	累計	38,200
							3. 職員手当等	1,700	累計	27,220
							4. 共済費	△160	累計	13,410
3. 広報費	125,980	410	126,390	-	-	410	2. 給料	210	累計	18,790
							3. 職員手当等	200	累計	11,730
4. 広聴費	50,250	440	50,690	-	-	440	2. 給料	△190	累計	19,720
							3. 職員手当等	1,150	累計	14,730

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				国県支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
6. 事務管理費	329,080	2,780	331,860	-	-	-	-	2,780	4. 共済費	△520	累計	7,490
				-	-	-	-		2. 給料	130	累計	26,440
									3. 職員手当等	2,550	累計	19,370
									4. 共済費	100	累計	9,040
7. 財産管理費	956,540	14,970	971,510	-	-	-	-	14,970	2. 給料	5,820	累計	68,850
									3. 職員手当等	7,040	累計	46,050
									4. 共済費	2,110	累計	22,140
8. 庁舎建設費	7,385,600	△3,070	7,382,530	-	-	-	-	△3,070	2. 給料	△3,180	累計	17,400
									3. 職員手当等	820	累計	14,830
									4. 共済費	△710	累計	6,400
9. 企画費	613,330	△10,280	603,050	-	-	-	-	△10,280	2. 給料	△4,890	累計	44,950
									3. 職員手当等	△3,670	累計	29,600
									4. 共済費	△1,720	累計	15,900
10. 情報化推進費	52,230	△1,680	50,550	-	-	-	-	△1,680	2. 給料	△500	累計	14,930
									3. 職員手当等	△1,010	累計	9,010
									4. 共済費	△170	累計	5,020

12. 国際交流費	87,910	△520	87,390	-	-	-	-	△520	2. 給料	△220	累計	12,050
									3. 職員手当等	△70	累計	6,730
									4. 共済費	△230	累計	4,120
13. 上石津地域事務所費	160,130	1,100	161,230	-	-	-	-	1,100	2. 給料	△350	累計	67,600
									3. 職員手当等	2,030	累計	45,340
									4. 共済費	△580	累計	22,450
14. 墨俣地域事務所費	115,710	△7,270	108,440	-	-	-	-	△7,270	2. 給料	△4,610	累計	47,420
									3. 職員手当等	△1,200	累計	27,820
									4. 共済費	△1,460	累計	15,800
15. 市民サービスセンター費	142,470	△3,590	138,880	-	-	-	-	△3,590	2. 給料	△2,060	累計	66,220
									3. 職員手当等	△1,300	累計	31,930
									4. 共済費	△230	累計	21,910
19. 防災費	244,330	△15,730	228,600	-	-	-	-	△15,730	2. 給料	△7,830	累計	35,850
									3. 職員手当等	△4,190	累計	32,440
									4. 共済費	△3,710	累計	12,870
計	11,614,860	△11,200	11,603,660	-	-	-	-	△11,200				

(款) 2. 総務費
(項) 2. 市民活動費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額		
										地方債
1. 市民活動推進費	129,910	3,340	133,250	-	-	-	3,340	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	累計 累計 累計	40,250 28,010 14,460
2. 男女共同参画推進費	38,800	6,410	45,210	-	-	-	6,410	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	累計 累計 累計	16,090 11,090 5,200
計	374,050	9,750	383,800	-	-	-	9,750			

(款) 2. 総務費
(項) 3. 徴税費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額		
										地方債
1. 税務総務費	438,810	13,700	452,510	-	-	-	13,700	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	累計 累計 累計	136,920 96,870 47,780
2. 賦課徴収費	268,960	△7,120	261,840	-	-	-	△7,120	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	累計 累計 累計	66,380 43,340 22,700
計	707,770	6,580	714,350	-	-	-	6,580			

(款) 2. 総務費
(項) 4. 戸籍住民基本台帳費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額の特出金	補正額の地方債	補正額のその他	区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳費	250,580	△6,970	243,610	-	-	△6,970	2. 給料	△3,120	累計 75,790
							3. 職員手当等	△2,520	累計 41,350
							4. 共済費	△1,330	累計 24,340
計	250,580	△6,970	243,610	-	-	△6,970			

(款) 2. 総務費
(項) 6. 統計調査費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額の特出金	補正額の地方債	補正額のその他	区分	金額	
1. 統計調査総務費	15,690	1,200	16,890	-	-	1,200	3. 職員手当等	1,200	累計 6,320
計	34,590	1,200	35,790	-	-	1,200			

(款) 2. 総務費
(項) 7. 監査委員費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額の特出金	補正額の地方債	補正額のその他	区分	金額	
1. 監査委員費	36,970	590	37,560	-	-	590	2. 給料	860	累計 17,980
							3. 職員手当等	△460	累計 10,220

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 源	地方債 その他	一般財源	区分		金額
							4. 共済費	累計	6,030	
計	36,970	590	37,560	-	-	-				

(款) 2. 総務費

(項) 8. 交通安全対策費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 源	地方債 その他	一般財源	区分		金額
1. 交通安全 対策費	905,120	9,660	914,780	-	-	9,660	2. 給料	累計	50,020	
							3. 職員手当等	累計	28,810	
計	905,120	9,660	914,780	-	-	9,660	4. 共済費	累計	14,550	

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 源	地方債 その他	一般財源	区分		金額
1. 社会福祉 総務費	257,970	10,380	268,350	-	-	10,380	2. 給料	累計	45,030	
							3. 職員手当等	累計	31,560	
							4. 共済費	累計	15,780	
2. 障害者 福祉費	2,896,660	5,470	2,902,130	-	-	5,470	2. 給料	累計	46,890	
							3. 職員手当等	累計	32,090	

										4. 共 済 費	730	累 計	16,060
3. 心身障害者医療費	1,101,140	1,050	1,102,190	-	-	-	-	1,050		2. 給 料	790	累 計	6,580
										3. 職員手当等	170	累 計	4,570
										4. 共 済 費	90	累 計	2,260
計	5,171,490	16,900	5,188,390	-	-	-	-	16,900					

(款) 3. 民生費
(項) 2. 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳	節		説 明		
				国県支出金	特定財 地方債	財 源 そ の 他		一 般 財 源	区 分		金 額	
1. 老人福祉対策費	410,240	9,310	419,550	-	-	-	9,310	2. 給 料	4,630	累 計	42,240	
								3. 職員手当等	2,720	累 計	27,920	
								4. 共 済 費	1,960	累 計	15,030	
2. 老人医療費	340,610	△300	340,310	-	-	-	△300	2. 給 料	△1,380	累 計	12,510	
								3. 職員手当等	1,390	累 計	9,990	
								4. 共 済 費	△310	累 計	4,780	
計	2,319,120	9,010	2,328,130	-	-	-	9,010					

(款) 3. 民生費
(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明			
				国県支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額		
1. 子育て支援費	136,700	8,590	145,290	-	-	-	-	8,590	2. 給料	2,180	累計	29,830	
									3. 職員手当等	5,540	累計	22,790	
									4. 共済費	870	累計	10,160	
2. 子育て総合支援センター費	161,090	2,070	163,160	-	-	-	2,070	1,740	2. 給料	1,740	累計	38,710	
								△620	3. 職員手当等	△620	累計	20,010	
								950	4. 共済費	950	累計	9,860	
3. 障害児福祉費	499,720	61,760	561,480	50,100	-	-	11,660	△3,350	2. 給料	△3,350	累計	22,160	
								△200	3. 職員手当等	△200	累計	13,030	
								△1,490	4. 共済費	△1,490	累計	6,540	
								66,800	20. 扶助費	66,800	累計	464,992	
											児童発達支援給付費	6,800	
												放課後等デイサービス給付費	60,000
4. 児童手当費	2,621,070	900	2,621,970	-	-	-	900	△100	2. 給料	△100	累計	9,790	
								870	3. 職員手当等	870	累計	7,230	
								130	4. 共済費	130	累計	3,570	
								△440	2. 給料	△440	累計	3,230	
5. 児童扶養手当費	658,380	△510	657,870	-	-	-	△510	△140	3. 職員手当等	△140	累計	2,380	

											4. 共 済 費	70	累 計	1,090
7. 公 立 保 育 所 保 費	1,840,190	20,890	1,861,080	-	-	-	-	20,890	-	-	2. 給 料	12,490	累 計	547,400
											3. 職 員 手 当 等	9,890	累 計	287,870
											4. 共 済 費	△1,490	累 計	170,690
8. 幼 保 園 建 設 費	106,300	125,700	232,000	9,400	109,000	-	-	7,300	-	-	15. 工 事 請 負 費	125,700	累 計	194,000
10. 子 ど も ・ 母 子 家 庭 等 医 療 費	1,100,090	△2,250	1,097,840	-	-	-	-	△2,250	-	-	2. 給 料	△1,550	累 計	8,340
											3. 職 員 手 当 等	△400	累 計	5,880
											4. 共 済 費	△300	累 計	3,010
計	9,217,080	217,150	9,434,230	59,500	109,000	-	-	48,650	-	-				

(款) 3. 民生費
(項) 4. 生活保護費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明				
				特定財源		一般財源								
				国県支出金	地方債	その他								
1. 生活支援 総務費	315,460	△1,470	313,990	-	-	-	△1,470	△720	累 計	52,970				
											2. 給 料	1,000	累 計	38,490
											4. 共 済 費	△1,750	累 計	16,270
計	1,432,180	△1,470	1,430,710	-	-	-	△1,470							

(款) 4. 衛生費
(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分		金額		
											900	-
1. 保健衛生 総務費	105,850	△2,400	103,450	-	-	-	△2,400	2. 給料	630	累計	19,500	
								3. 職員手当等	△2,670	累計	11,730	
								4. 共済費	△360	累計	6,800	
2. 保健セ タ一費	180,670	2,760	183,430	900	-	-	1,860	2. 給料	890	累計	70,660	
								3. 職員手当等	△540	累計	36,730	
								4. 共済費	△1,190	累計	22,030	
								13. 委託料	3,600	累計	11,308	
												システム改修委託料
7. 火葬場 墓地費	206,890	△3,760	203,130	-	-	-	△3,760	2. 給料	△280	累計	29,370	
								3. 職員手当等	△3,600	累計	37,180	
								4. 共済費	120	累計	13,080	
計	1,539,270	△3,400	1,535,870	900	-	-	△4,300					

(款) 4. 衛生費
(項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分		金額	
											-
3. 塵芥処理費	895,800	2,080	897,880	-	-	-	2,080	2. 給料	310	累計	183,840

										3. 職員手当等	1,620	累計	119,980
										4. 共済費	150	累計	64,370
5. し尿処理費	156,550	△1,810	154,740	-	-	-	△1,810			2. 給料	△1,730	累計	10,710
										3. 職員手当等	△80	累計	7,550
計	2,401,990	270	2,402,260	-	-	-	270						

(款) 5. 労働費

(項) 1. 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				補正額の特出金	補正額の地方債	補正額のその他	区分	金額			
										国県支出金	一般財源
1. 労務対策費	90,630	△4,960	85,670	-	-	△4,960		2. 給料	△1,960	累計	9,490
								3. 職員手当等	△1,770	累計	6,950
計	90,630	△4,960	85,670	-	-	△4,960		4. 共済費	△1,230	累計	2,770

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				補正額の特出金	補正額の地方債	補正額のその他	区分	金額			
										国県支出金	一般財源
1. 農業委員会費	50,490	3,440	53,930	-	-	3,440		2. 給料	940	累計	16,740
								3. 職員手当等	2,370	累計	12,710
								4. 共済費	130	累計	5,870

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特出金	特定財	地方債	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
2. 農業費	187,450	8,730	196,180	-	-	-	8,730	2. 給料	2,990	累計	30,420
								3. 職員手当等	4,480	累計	22,860
								4. 共済費	1,260	累計	10,580
計	263,020	12,170	275,190	-	-	-	12,170				

(款) 6. 農林水産業費
(項) 2. 畜産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特出金	特定財	地方債	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
1. 畜産業費	9,690	210	9,900	-	-	-	210	2. 給料	△420	累計	2,590
								3. 職員手当等	630	累計	2,640
計	9,690	210	9,900	-	-	-	210				

(款) 6. 農林水産業費
(項) 3. 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特出金	特定財	地方債	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
1. 林業振興費	41,270	△730	40,540	-	-	-	△730	2. 給料	△250	累計	4,420
								3. 職員手当等	△290	累計	3,660
								4. 共済費	△190	累計	1,530
計	41,270	△730	40,540	-	-	-	△730				

(款) 6. 農林水産業費
(項) 4. 土地改良費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳	節		説明
				国県支出金	特定地方債	その他		区分	金額	
1. 土地改良 総務費	65,320	1,100	66,420	-	-	-	1,100	3. 職員手当等	1,100	累 計 6,730
3. 土地改良施 設整備費	477,340	2,180	479,520	-	-	-	2,180	2. 給料	△70	累 計 23,630
								3. 職員手当等	2,380	累 計 19,920
								4. 共済費	△130	累 計 8,840
計	605,130	3,280	608,410	-	-	-	3,280			

(款) 7. 商工費
(項) 1. 商工費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳	節		説明
				国県支出金	特定地方債	その他		区分	金額	
1. 商工振興費	1,382,710	2,990	1,385,700	-	-	-	2,990	2. 給料	2,210	累 計 27,300
								3. 職員手当等	180	累 計 22,970
								4. 共済費	600	累 計 10,700
2. 観光費	409,290	△3,790	405,500	-	-	-	△3,790	2. 給料	△1,860	累 計 29,700
								3. 職員手当等	△610	累 計 31,250
								4. 共済費	△1,320	累 計 12,460

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
3. 奥の細道むすびの地記念館費	74,360	3,610	77,970	-	-	-	3,610	2. 給料	2,560	累計	9,640
4. 企業立地支援対策費	309,470	7,810	317,280	-	-	-	7,810	3. 職員手当等	1,050	累計	8,710
計	2,175,830	10,620	2,186,450	-	-	-	10,620	2. 給料	230	累計	27,410
								3. 職員手当等	7,650	累計	25,610
								4. 共済費	△70	累計	11,100

(款) 7. 商工費

(項) 2. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
1. 公設地方卸売市場費	44,500	6,100	50,600	-	-	-	6,100	28. 繰出金	6,100		
計	44,500	6,100	50,600	-	-	-	6,100				

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
1. 土木総務費	268,710	△35,770	232,940	-	-	-	△35,770	2. 給料	△18,780	累計	102,670
								3. 職員手当等	△9,290	累計	66,960

										4. 共 済 費	△7,700	累 計	35,770
計	268,710	△35,770	232,940	-	-	-	-	△35,770					

(款) 8. 土木費
(項) 2. 道路橋りょう費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	区 分	金 額		
										国県支出金
1. 道路橋りょう総務費	139,000	△1,030	137,970	-	-	-	2. 給 料	△640	累 計	64,240
							3. 職員手当等	540	累 計	40,910
							4. 共 済 費	△930	累 計	21,710
3. 道路新設改良費	617,800	△5,610	612,190	-	-	△5,610	2. 給 料	△2,780	累 計	7,880
							3. 職員手当等	△1,810	累 計	6,840
							4. 共 済 費	△1,020	累 計	3,000
計	1,536,500	△6,640	1,529,860	-	-	△6,640				

(款) 8. 土木費
(項) 3. 河川水路費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	区 分	金 額		
										国県支出金
1. 河川水路総務費	59,620	660	60,280	-	-	660	2. 給 料	330	累 計	27,480
							3. 職員手当等	370	累 計	18,070
							4. 共 済 費	△40	累 計	9,510

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国県支出金	特定財源	その他	一般財源	区分		金額	
											地方債
3. 水路改良費	255,550	△6,310	249,240	-	-	-	△6,310	2. 給料	△1,920	累計	23,160
								3. 職員手当等	△3,690	累計	14,360
								4. 共済費	△700	累計	7,980
計	867,980	△5,650	862,330	-	-	-	△5,650				

(款) 8. 土木費
(項) 4. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国県支出金	特定財源	その他	一般財源	区分		金額	
											地方債
1. 都市計画総務費	323,800	△4,320	319,480	-	-	-	△4,320	2. 給料	△3,600	累計	124,660
								3. 職員手当等	1,090	累計	84,340
								4. 共済費	△1,810	累計	43,870
2. 市街地整備費	201,890	△1,210	200,680	-	-	-	△1,210	2. 給料	△220	累計	18,110
								3. 職員手当等	△600	累計	13,050
								4. 共済費	△390	累計	6,350
3. 公園管理費	344,050	△2,340	341,710	-	-	-	△2,340	2. 給料	△370	累計	26,640
								3. 職員手当等	△1,560	累計	16,790
								4. 共済費	△410	累計	9,060

4. 公園新設改良費	485,150	310,050	795,200	-	232,200	-	77,850	3. 職員手当等	450	累 計	3,740
								17. 公有財産購入費	309,600	累 計	645,600
								2. 給料	2,500	累 計	24,670
5. 緑化推進費	218,240	4,330	222,570	-	-	-	4,330	3. 職員手当等	1,330	累 計	15,390
								4. 共済費	500	累 計	8,560
6. 街路事業費	109,270	△5,070	104,200	-	-	-	△5,070	2. 給料	△2,440	累 計	8,040
								3. 職員手当等	△1,680	累 計	5,840
								4. 共済費	△950	累 計	2,830
7. 駅周辺施設管理費	94,030	△840	93,190	-	-	-	△840	2. 給料	△110	累 計	11,520
								3. 職員手当等	△260	累 計	6,980
								4. 共済費	△470	累 計	3,570
8. 都市景観費	46,500	2,410	48,910	-	-	-	2,410	2. 給料	1,650	累 計	12,050
								3. 職員手当等	580	累 計	6,990
								4. 共済費	180	累 計	3,600
計	1,822,930	303,010	2,125,940	-	232,200	-	70,810				

(款) 8. 土木費
(項) 5. 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
3. 住宅対策費	178,520	△1,510	177,010	-	-	-	△1,510	2. 給料	△1,060	累計	16,570
								3. 職員手当等	△280	累計	9,660
								4. 共済費	△170	累計	5,680
計	547,140	△1,510	545,630	-	-	-	△1,510				

(款) 8. 土木費
(項) 6. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
1. 公共水道費	1,569,100	△12,000	1,557,100	-	-	-	△12,000	28. 繰出金	△12,000		
計	1,817,030	△12,000	1,805,030	-	-	-	△12,000				

(款) 9. 消防費
(項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
2. 非常備消防費	143,330	△980	142,350	-	-	-	△980	2. 給料	△890	累計	2,670
								3. 職員手当等	200	累計	3,310
								4. 共済費	△290	累計	1,250

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				国県支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
												1,837,570
計												
2. 事務局費	338,610	8,580	347,190	-	-	-	-	8,580	2. 給料	2,930	累計	60,530
									3. 職員手当等	12,000	累計	159,720
									4. 共済費	△6,350	累計	107,850
4. 教育振興費	122,810	4,890	127,700	-	-	-	-	4,890	2. 給料	180	累計	48,890
									3. 職員手当等	5,100	累計	35,520
									4. 共済費	△390	累計	16,750
6. 教育研究費	161,840	650	162,490	-	-	-	-	650	2. 給料	△130	累計	31,760
									3. 職員手当等	1,630	累計	21,470
									4. 共済費	△850	累計	10,630
計	890,760	14,120	904,880	-	-	-	-	14,120				

(款) 10. 教育費
(項) 1. 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				国県支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
												632,720
計												
1. 学校管理費	632,720	△8,070	624,650	-	-	-	-	△8,070				

(款) 10. 教育費
(項) 2. 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
計	781,940	△8,070	773,870	-	-	-	△8,070			
								3. 職員手当等	△1,980 累 計 20,920	
								4. 共 済 費	△1,980 累 計 12,750	

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 学校管理費	435,010	3,840	438,850	-	-	-	3,840	2. 給 料	2,560 累 計 32,980	
								3. 職員手当等	660 累 計 14,860	
								4. 共 済 費	620 累 計 10,300	
計	578,330	3,840	582,170	-	-	-	3,840			

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 幼稚園費	998,390	△20,560	977,830	15,600	-	-	△36,160	2. 給 料	△19,780 累 計 247,160	
								3. 職員手当等	△13,380 累 計 135,810	
								4. 共 済 費	△11,400 累 計 80,780	

										19. 負担金補助 及び交付金	24,000	累計 施設型給付費	406,279
計	998,390	△20,560	977,830	15,600	-	-	-	△36,160					

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳	節		説明
				特別 国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
1. 社会教育 総務費	69,950	720	70,670	-	-	-	720	2. 給料	△120	累計 19,330
2. 図書館費	229,440	△5,890	223,550	-	-	1,700	△7,590	3. 職員手当等	840	累計 13,470
								2. 給料	△2,510	累計 55,920
								3. 職員手当等	△3,910	累計 29,170
								4. 共済費	△1,170	累計 16,610
								18. 備品購入費	1,700	累計 28,162
										庁用器具費 950
										図書購入費 750
5. 青少年 育成費	99,070	2,420	101,490	-	-	-	2,420	2. 給料	860	累計 17,780
								3. 職員手当等	1,560	累計 12,420
7. 文化振興費	160,950	△6,140	154,810	-	-	-	△6,140	2. 給料	△6,210	累計 39,160
								3. 職員手当等	1,380	累計 32,030
								4. 共済費	△1,310	累計 14,480

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				補正額の財源					金額	区分	
				国県支出金	特定財源	地方債	その他				
8. 文化財保護・活用費	140,010	△790	139,220	-	-	-	△790	2. 給料	△1,100	累計 24,650	
								3. 職員手当等	980	累計 19,230	
								4. 共済費	△670	累計 9,130	
10. 守屋多々志美術館費	35,540	500	36,040	-	-	-	500	2. 給料	210	累計 9,620	
								3. 職員手当等	200	累計 5,020	
								4. 共済費	90	累計 2,270	
11. 日本昭和音楽村費	47,000	△1,310	45,690	-	-	-	△1,310	3. 職員手当等	△1,200	累計 8,570	
								4. 共済費	△110	累計 4,220	
計	1,643,140	△10,490	1,632,650	-	-	1,700	△12,190				

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				補正額の財源					金額	区分	
				国県支出金	特定財源	地方債	その他				
2. 体育施設費	504,710	433,600	938,310	-	206,400	-	227,200	13. 委託料	2,500	累計 350,168	
										測量委託料	
								15. 工事請負費	10,000	累計 147,100	
								17. 公有財産購入費	421,100	土地購入費	
6. 学校給食費	837,060	4,440	841,500	-	-	-	4,440	2. 給料	1,590	累計 195,520	

									3,090	累 計	98,510
									△240	累 計	58,170
計	1,596,840	438,040	2,034,880	-	206,400	-	231,640				

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職員数	給 与					費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	期 末 手 当	通 勤 手 当	退 職 手 当	計	共 済 費	計		
補正後	長 等	人 3	千円 -	千円 31,370	千円 14,130 支給率 (4.50月分)	千円 100	千円 4,970	千円 50,570	千円 7,730	千円 58,300	
	議 員	22	213,550	-	-	-	-	213,550	53,870	267,420	
	その他	35	16,845	-	-	-	-	16,845	-	16,845	
	計	60	230,395	31,370	14,130	100	4,970	280,965	61,600	342,565	
補正前	長 等	3	-	31,370	13,960 支給率 (4.45月分)	100	4,970	50,400	7,730	58,130	
	議 員	22	212,750	-	-	-	-	212,750	53,870	266,620	
	その他	35	16,845	-	-	-	-	16,845	-	16,845	
	計	60	229,595	31,370	13,960	100	4,970	279,995	61,600	341,595	
比 較	長 等	0	-	0	170	0	0	170	0	170	
	議 員	0	800	-	-	-	-	800	0	800	
	その他	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
	計	0	800	0	170	0	0	970	0	970	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給		与		費		合 計	備 考
		給	料	職 員 手 当	計	共 済 費			
補 正 後	1,156 人	千円 4,116,010	千円 2,908,470	千円 7,024,480	千円 1,617,800	千円 8,642,280			
補 正 前	1,168	千円 4,157,880	千円 2,849,340	千円 7,007,220	千円 1,662,230	千円 8,669,450			
比 較	△ 12	△ 41,870	59,130	17,260	△ 44,430	△ 27,170			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当
補正後		120,550	千円 129,300	千円 45,430	千円 70,500	千円 46,850	千円 530,010	千円 6,400	千円 58,050	千円 520	千円 58,050	千円 1,669,950	千円 230,910
補正前		118,580	130,580	千円 43,760	千円 74,590	千円 48,070	千円 471,410	千円 6,400	千円 58,450	千円 520	千円 58,450	千円 1,666,070	千円 230,910
比較		1,970	△ 1,280	1,670	△ 4,090	△ 1,220	58,600	0	△ 400	0	△ 3,880	0	0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの		当該年度以降		左 の 財 源 内 訳				
			支出 (見込) 額		の 支出 予 定 額		特 定 財 源	源			一 般 財 源
			期 間	金 額	期 間	金 額		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
青 年 の 家 管 理 委 託	109,000	109,000	—	—	—	109,000	—	—	—	109,000	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補正前	補正後	補正前	補正後
1. 普通債	4,267,800	4,815,400	39,562,602	40,110,202
(7) 施設整備(一般財源化分)	23,600	61,800	696,273	734,473
(8) 一般単独	1,817,300	2,255,900	11,753,679	12,192,279
(9) 合併特例	2,027,100	2,083,300	15,147,980	15,204,180
(11) 防災・強靱・減災・国土強靱化	—	14,600	—	14,600
合 計	5,930,300	6,477,900	67,564,533	68,112,133

議第 88 号

令和元年度大垣市公共用地先行取得事業会計補正予算（第 1 号）

令和元年度大垣市の公共用地先行取得事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 89,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 280,200 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)			
歳 入 款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 財産収入		300	275,300	275,600	
	2. 財産売却収入	-	275,300	275,300	
2. 繰入金		190,000	△185,400	4,600	
	2. 基金繰入金	185,400	△185,400	0	
歳入	合計	190,300	89,900	280,200	

歳 出		(単位：千円)			
歳 出 款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 公共用地先行取得事業費		300	89,900	90,200	
	1. 公共用地先行取得事業費	300	89,900	90,200	
2. 公債費		190,000	-	190,000	
	1. 公債費	190,000	-	190,000	
歳出	合計	190,300	89,900	280,200	

令和元年度大垣市公共用地先行取得事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1. 財産収入

(項) 2. 財産売却収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 不動産売却収入	-	275,300	275,300	1. 土地売却収入	275,300	
計	-	275,300	275,300			

(款) 2. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	185,400	△185,400	0	1. 減債基金繰入金	△185,400	
計	185,400	△185,400	0			

2 歳 出

(款) 1. 公共用地先行取得事業費

(項) 1. 公共用地先行取得事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				財産収入	繰入金	区分	金額	
1. 諸費	300	89,900	90,200	89,900	-	25. 積立金	89,900	減債基金積立金
計	300	89,900	90,200	89,900	-			

(款) 2. 公債費

(項) 1. 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				財産収入	繰入金	区分	金額	
1. 元金	185,400	-	185,400	185,400	△185,400			
計	190,000	-	190,000	185,400	△185,400			

令和元年度大垣市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）

令和元年度大垣市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 100 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104, 700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和元年 12 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2. 繰入金		44,500	6,100	50,600	
	1. 一般会計繰入金	44,500	6,100	50,600	
歳入	合計	98,600	6,100	104,700	

歳出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 市場事業費		79,860	6,100	85,960	
	1. 市場事業費	79,860	6,100	85,960	
歳出	合計	98,600	6,100	104,700	

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 設 地 方 卸 売 市 場 管 理 委 託	令 和 2 年 度 ～ 令 和 6 年 度	1 4 8 , 0 0 0

令和元年度大垣市公設地方卸売市場事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 2. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	44,500	6,100	50,600	1. 一般会計繰入金	6,100	
計	44,500	6,100	50,600			

2 歳 出

(款) 1. 市場事業費

(項) 1. 市場事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				事業収入	繰入金	区分	金額	
1. 市場管理費	79,860	6,100	85,960	-	6,100	2. 給料	520	累 計 17,310
						3. 職員手当等	1,050	累 計 10,070
						4. 共 済 費	130	累 計 5,360
						13. 委 託 料	40	累 計 6,987
								市場管理システム設定等委託料
						15. 工事請負費	4,000	
						18. 備品購入費	360	庁用器具費
計	79,860	6,100	85,960	-	6,100			

給 与 費 用 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	人 4	千円 17,310	千円 10,070	千円 27,380	千円 5,360	千円 32,740	
補 正 前	4	16,790	9,020	25,810	5,230	31,040	
比 較	0	520	1,050	1,570	130	1,700	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当
	補 正 後	千円 160	千円 550	千円 760	千円 340	千円 890	千円 660	千円 6,710
	補 正 前	160	530	330	240	600	660	6,500
	比 較	0	20	430	100	290	0	210

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支 出 予 定 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	事業収入	繰入金	
公設地方卸売市場管理委託	148,000	148,000	—	—	2~6	148,000	103,600	44,400	

議第90号

令和元年度大垣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

令和元年度大垣市の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,398,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		1,569,100	△12,000	1,557,100
	1. 一般会計繰入金	1,569,100	△12,000	1,557,100
歳入	合計	5,410,000	△12,000	5,398,000

歳出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共下水道費		2,564,600	△12,000	2,552,600
	1. 公共下水道建設費	1,630,200	△4,320	1,625,880
2. 公債費	2. 公共下水道営業費	934,400	△7,680	926,720
		2,845,400	-	2,845,400
1. 公債費	債費	2,845,400	-	2,845,400
歳出	合計	5,410,000	△12,000	5,398,000

令和元年度大垣市公共下水道事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	1,569,100	△12,000	1,557,100	1. 一般会計繰入金	△12,000	
計	1,569,100	△12,000	1,557,100			

2 歳 出

(款) 1. 公共下水道費

(項) 1. 公共下水道建設費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債	繰入金	区分	金額	
1. 総務費	140,900	△3,300	137,600	-	-	△3,300	2. 給料	△3,470	累計 60,870
4. 受益者負担金等賦課徴収費	10,300	△1,020	9,280	-	-	△1,020	3. 職員手当等	1,370	累計 43,990
							4. 共済費	△1,200	累計 22,020
							2. 給料	△640	累計 4,510
計	1,630,200	△4,320	1,625,880	-	-	△4,320	3. 職員手当等	△210	累計 2,960
							4. 共済費	△170	累計 1,560

(款) 1. 公共下水道費

(項) 2. 公共下水道営業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債	繰入金	区分	金額	
1. 排水設備費	284,900	2,000	286,900	-	-	2,000	2. 給料	1,740	累計 9,540
2. 水普及費	12,080	△4,800	7,280	-	-	△2,400	3. 職員手当等	210	累計 5,370
							4. 共済費	50	累計 2,790
							2. 給料	△2,530	累計 3,710
計	1,630,200	△4,320	1,625,880	-	-	△4,320	3. 職員手当等	△1,320	累計 2,110

											4. 共 済 費	△950	累 計	1,170
4. 処 理 場 管 理 費	175,670	470	176,140	-	-	-	-	470	-	470	3. 職 員 手 当 等	380	累 計	14,870
											4. 共 済 費	90	累 計	8,490
5. 汚 泥 処 理 費	242,530	△3,620	238,910	-	-	-	△3,620	-	-	△3,620	2. 給 料	△1,620	累 計	2,520
											3. 職 員 手 当 等	△1,340	累 計	850
											4. 共 済 費	△660	累 計	680
7. 水 質 規 制 費	24,000	△1,730	22,270	-	-	-	△1,730	-	-	-	2. 給 料	△900	累 計	7,640
											3. 職 員 手 当 等	△490	累 計	4,560
											4. 共 済 費	△340	累 計	2,500
計	934,400	△7,680	926,720	-	-	-	△4,130	△3,550	△3,550					

(款) 2. 公債費
(項) 1. 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支金	地方債	繰入金	その他	区分	金額	
1. 元 金	2,290,900	-	2,290,900	-	-	△3,550	3,550			
計	2,845,400	-	2,845,400	-	-	△3,550	3,550			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		費 計	共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当				
補 正 後	人 30	千円 117,840	千円 77,140	千円 194,980	千円 40,560	千円 235,540	
補 正 前	32	125,260	78,540	203,800	43,740	247,540	
比 較	△ 2	△ 7,420	△ 1,400	△ 8,820	△ 3,180	△ 12,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補 正 後		4,100	3,700	1,900	1,930	1,140	14,850	1,320	48,200
補 正 前		4,280	3,970	1,900	2,180	1,140	13,250	1,320	50,500
比 較		△ 180	△ 270	0	△ 250	0	1,600	0	△ 2,300

議第91号

令和元年度大垣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度大垣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

	収 入	
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）
第1款 病院事業収益	34,126,000千円	34,426,000千円
第1項 病院医業収益	33,674,000千円	33,974,000千円
	支 出	
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）
第1款 病院事業費用	34,116,000千円	34,416,000千円
第1項 病院医業費用	33,495,200千円	33,795,200千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,160,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,210,000千円」に、「過年度分損益勘定留保資金3,158,659千円」を「過年度分損益勘定留保資金3,208,659千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	
(科 目)	(既 決 予 定 額) (補 正 予 定 額) (計)
第1款 資本的支出	3,527,000千円 3,577,000千円
第1項 建設改良費	1,704,300千円 1,754,300千円

(たな卸資産購入限度額)

第4条 予算第7条に定めた「たな卸資産の購入限度額は、13,929,000千円」を「たな卸資産の購入限度額は、14,229,000千円」に改める。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 予算第8条に定めた重要な資産の取得に、次のものを追加する。

種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品 乳房X線撮影装置	一式

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小川 敏

令和元年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益	1. 病院医業収益		34,126,000	300,000	34,426,000	
			33,674,000	300,000	33,974,000	
		2. 外来収益	13,542,000	300,000	13,842,000	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 病院医業費用		34,116,000	300,000	34,416,000	
			33,495,200	300,000	33,795,200	
		2. 材料費	13,923,800	300,000	14,223,800	

資本的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			3,527,000	50,000	3,577,000	
	1. 建設改良費		1,704,300	50,000	1,754,300	
		2. 固定資産購入費		1,411,000	50,000	1,461,000

令和元年度大垣市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー					
(1) 当年度純利益					10,000
(2) 減価償却費					1,554,900
(3) 固定資産売却費					42,700
(4) 長期前払消費税の増減額(△は増加)					△ 135,666
(5) 貸倒引当金の増減額(△は減少)					2,000
(6) 引当金(負債性引当金)の増減額(△は減少)					△ 444,300
(7) 奨学金貸付免除額					61,800
(8) 長期前受金戻入額					△ 34,200
(9) 受取利息及び受取配当金					△ 29,300
(10) 支払利息					98,000
(11) 未収金の増減額(△は増加)					52,809
(12) 未払金の増減額(△は減少)					△ 1,169,396
(13) たな卸資産の増減額(△は増加)					110
				小計	9,457
(14) 利息及び配当金の受取額					29,300
(15) 利息の支払額					△ 98,000
				業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 59,243

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 1,562,534
(2) 有価証券の取得による支出	△ 1,005,000
(3) 奨学金等の貸付による支出	△ 574,400
(4) 奨学金等の返還による収入	210,000
(5) 国庫補助金等による収入	1,000
(6) 国庫補助金等の返還による支出	△ 300
	<hr/>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,931,234

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 243,000
(2) リース債務の返済による支出	△ 51,600
(3) 他会計からの出資による収入	156,000
	<hr/>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 138,600

資金増加額 (又は減少額)

△ 3,129,077

資金期首残高

25,540,830

資金期末残高

22,411,753

令和元年度大垣市病院事業予定貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地			1,193,740
ロ 建物		33,775,017	
	減価償却累計額	<u>△ 19,575,362</u>	14,199,655
ハ 構築物		186,123	
	減価償却累計額	<u>△ 110,793</u>	75,330
ニ 器械備品		12,979,952	
	減価償却累計額	<u>△ 9,421,736</u>	3,558,216
ホ 車両		31,906	
	減価償却累計額	<u>△ 27,653</u>	4,253
ヘ リース資産		274,428	
	減価償却累計額	<u>△ 120,594</u>	<u>153,834</u>
			19,185,028
			有形固定資産合計

(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権	<u>444</u>		
		無形固定資産合計	444
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	1,005,000		
ロ 長期貸付金	2,318,500		
ハ 長期前払消費税	<u>135,666</u>		
		投資その他の資産合計	<u>3,459,166</u>
		固定資産合計	22,644,638
2. 流動資産			
(1) 現金預金			22,411,753
(2) 未収金	5,642,800		
	<u>△ 90,357</u>		5,552,443
(3) 貯蔵品			<u>346,141</u>
		流動資産合計	<u>28,310,337</u>
		資産合計	<u><u>50,954,975</u></u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>4,579,322</u>	
(2) リース債務	企業債合計	4,579,322	
(3) 引当金		115,226	
イ 退職給付引当金		<u>2,962,665</u>	
	引当金合計	<u>2,962,665</u>	
	固定負債合計		7,657,213
4. 流動負債			
(1) 企業債 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>251,432</u>	
(2) リース債務	企業債合計	251,432	
(3) 未払金		49,967	
(4) 引当金		1,910,000	
イ 賞与引当金		<u>853,300</u>	
	引当金合計		853,300

(5) その他流動負債					
イ 預り金				<u>8,000</u>	
					<u>8,000</u>
					3,072,699
5. 繰延収益					
(1) 長期前受金					
イ 受贈財産評価額		132,322			
ロ 寄附金			89,086		
ハ 補助金				11,530	
		<u>△ 43,236</u>		<u>△ 65,476</u>	
		77,006		1,089,952	
				<u>△ 755,129</u>	
					<u>334,823</u>
					<u>435,439</u>
					<u>435,439</u>
					11,165,351

	資 本 部	の	資 本 部
6. 資 本 金			21,998,789
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 補 助 金	<u>149,109</u>		
		149,109	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金 年 度 未 残 高	17,631,726		
当 年 度 純 利 益	<u>10,000</u>		
		<u>17,641,726</u>	
			<u>17,790,835</u>
			<u>39,789,624</u>
			<u>50,954,975</u>

令和元年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画明細書

収益的収入

(款) 1. 病院事業収益

(項) 1. 病院医業収益

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 外来収益	13,542,000	300,000	13,842,000	外来収益	300,000	
計	33,674,000	300,000	33,974,000			

収益的支出

(款) 1. 病院事業費用

(項) 1. 病院医業費用

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 材料費	13,923,800	300,000	14,223,800	薬品費	300,000	累計 9,467,300
計	33,495,200	300,000	33,795,200			

資本的支出

(款) 1. 資本的支出
(項) 1. 建設改良費 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 固定資産購入費	1,411,000	50,000	1,461,000	器械備品費	50,000	乳房X線撮影装置
計	1,704,300	50,000	1,754,300			

議第92号

大垣市部設置条例の一部改正について

大垣市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市部設置条例の一部を改正する条例

大垣市部設置条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「かがやきライフ推進部」を「市民活動部」に改め、同条第5号中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同条第6号中「子育て支援部」を「こども未来部」に改める。

第2条第3号中「かがやきライフ推進部」を「市民活動部」に改め、同号に次のように加える。

キ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

第2条第5号中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、オを削り、カをオとし、同条第6号中「子育て支援部」を「こども未来部」に改め、同条第8号中エを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（大垣市職員の旅費に関する条例の一部改正）

2 大垣市職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条中「地域事務所及び地域教育事務所を除く」を削り、「、地域事務所又は地域教育事務所」を「又は地域事務所」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 連絡旅費の対象となる出先機関、額及び支給条件は、規則で定める。

（大垣市福祉事務所設置条例の一部改正）

3 大垣市福祉事務所設置条例（昭和48年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「福祉部長」を「健康福祉部長」に改める。

（大垣市食育推進会議設置条例の一部改正）

4 大垣市食育推進会議設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

議第 9 3 号

大垣市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について
大垣市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 1 2 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例
大垣市農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成 2 8 年条例第 2 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1 1 人」を「2 0 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 2 0 日から施行する。

議第 9 4 号

大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 1 2 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例（昭和 3 1 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「農業委員会会長及び農業委員会委員並びに」を「農業委員会委員及び」に改める。

別表農業委員会の項を次のように改める。

農業委員会委員	日額	7,800
	活動報酬	市長が年度ごとに予算の範囲内で定める額

別表農地利用最適化推進委員の項中「月額」を「日額」に、「18,400」を「7,800」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 2 0 日から施行する。

議第95号

大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の112.5)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の97.5(特定管理職員にあっては、100分の117.5)」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	171,400	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	174,100	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	176,700	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	179,300	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	182,000	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	183,700	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	185,400	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	187,100	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	188,600	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	190,400	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	192,200	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	193,900	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	195,500	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	197,300	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	199,100	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	200,900	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	202,400	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	204,200	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	206,000	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	207,800	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	209,400	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	211,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	213,000	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	214,800	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	216,200	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	218,000	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	219,700	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	221,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	223,200	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	224,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	226,500	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	228,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	229,500	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	231,200	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	232,800	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	234,400	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	235,400	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	236,900	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	238,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	239,500	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	240,700	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	241,900	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	242,900	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	244,100	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300

再任用
職員以
外の職
員

45	211,300	245,400	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	246,400	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	468,900
47	213,900	247,600	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,200
48	215,200	248,900	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,500
49	216,300	249,800	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	469,800
50	217,400	251,100	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,100
51	218,400	252,300	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	470,400
52	219,500	253,600	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	470,700
53	220,600	255,000	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,000
54	221,600	256,400	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	471,300
55	222,500	257,600	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	471,600
56	223,500	258,800	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	471,900
57	223,800	260,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	472,200
58	224,600	261,200	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	472,500
59	225,400	262,500	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	472,800
60	226,100	263,600	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	473,100
61	226,800	264,700	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	473,400
62	227,800	265,800	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	473,700
63	228,600	267,100	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	474,000
64	229,400	268,400	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	474,300
65	230,100	269,400	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	474,600
66	230,800	270,500	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	
67	231,700	271,800	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	
68	232,700	273,100	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	
69	233,400	274,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	
70	234,000	275,000	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	
71	234,500	275,900	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	
72	235,200	277,000	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	
73	236,000	278,100	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	
74	236,600	279,100	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	280,000	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	281,000	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	281,500	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	282,400	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	283,100	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	284,000	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	285,000	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	285,800	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	286,600	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	287,400	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	288,200	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	288,700	339,500	378,200	391,300	410,500		
87	244,900	289,100	340,000	378,600	391,600	410,800		
88	245,600	289,600	340,400	379,000	391,800	411,000		
89	246,100	289,800	340,700	379,400	392,000	411,200		
90	246,600	290,100	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	290,300	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	290,700	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	290,900	342,200	381,000	393,000			
94		291,100	342,600		393,300			

95		291,500	343,100		393,600				
96		291,800	343,500		393,800				
97		292,100	343,700		394,000				
98		292,400	344,100		394,300				
99		292,700	344,500		394,600				
100		293,100	344,800		394,800				
101		293,400	345,100		395,000				
102		293,800	345,500						
103		294,100	345,900						
104		294,500	346,300						
105		294,700	346,800						
106		294,900	347,200						
107		295,200	347,600						
108		295,600	348,000						
109		295,800	348,500						
110		296,100	348,900						
111		296,500	349,200						
112		296,900	349,500						
113		297,100	350,000						
114		297,400							
115		297,800							
116		298,100							
117		298,300							
118		298,600							
119		299,000							
120		299,300							
121		299,500							
122		299,900							
123		300,300							
124		300,600							
125		300,800							
再任用 職員		171,400	187,700	209,400	231,200	241,900	249,800	256,400	258,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	163,400	199,400	215,700	265,800
	2	133,200	164,900	200,900	217,000	267,500
	3	134,200	166,400	202,400	218,200	269,300
	4	135,100	167,900	203,900	219,500	271,100
	5	136,100	169,400	205,200	220,800	272,800
	6	137,100	171,300	206,400	222,000	274,600
	7	138,100	173,200	207,800	223,300	276,400
	8	139,100	175,100	209,100	224,600	278,200
	9	139,900	176,900	210,400	225,900	280,000
	10	140,900	178,600	211,800	227,100	281,900
	11	141,900	180,300	213,200	228,400	283,500
	12	143,000	182,000	214,600	229,700	285,200
	13	143,800	183,600	215,900	231,000	287,000
	14	144,800	185,100	217,500	232,200	288,600
	15	145,800	186,600	219,100	233,500	290,200
	16	146,800	188,000	220,500	234,800	291,800
	17	147,900	189,200	221,700	236,100	293,300
	18	149,200	190,700	223,200	237,300	295,100
	19	150,400	192,100	224,700	238,600	296,800
	20	151,600	193,400	226,000	239,900	298,600
	21	152,700	194,800	226,900	241,100	300,000
	22	153,900	195,800	227,600	242,400	301,700
	23	155,100	197,100	228,500	243,700	303,300
	24	156,300	198,200	229,500	245,000	304,800
	25	157,400	199,400	230,300	246,300	306,300
	26	158,900	200,500	231,800	247,600	307,900
	27	160,400	201,600	233,100	248,900	309,500
	28	161,900	202,700	234,200	250,200	311,200
	29	163,300	203,600	235,600	251,500	312,200
	30	164,700	204,700	236,900	252,700	313,600
	31	166,200	205,700	238,200	253,800	315,000
	32	167,700	206,700	239,500	254,900	316,500
	33	169,100	207,600	240,300	255,800	317,600
	34	170,900	208,700	241,500	257,000	319,100
	35	172,700	209,800	242,800	258,100	320,500
	36	174,500	210,800	243,900	259,300	321,900
	37	176,200	211,700	245,000	260,400	323,500
	38	177,900	212,600	246,200	261,200	324,700
	39	179,600	213,300	247,300	262,400	326,000
	40	181,300	214,200	248,500	263,600	327,200
	41	182,800	215,100	249,800	264,600	328,300
	42	184,200	216,300	250,800	265,600	329,200
	43	185,500	217,300	252,100	266,500	330,300
	44	186,900	218,200	253,400	267,400	331,400
	45	188,400	218,800	254,400	268,400	332,500

再任用
職員以
外の職
員

46	189,700	220,000	255,600	269,500	333,600
47	191,100	221,100	256,500	270,500	334,600
48	192,500	222,300	257,800	271,300	335,600
49	193,800	222,800	258,600	272,300	336,600
50	194,900	223,900	259,600	273,200	337,600
51	196,000	225,100	260,700	274,200	338,600
52	197,200	226,100	261,600	275,000	339,600
53	198,300	226,900	262,800	275,800	340,500
54	199,400	228,100	263,800	276,900	341,500
55	200,300	229,100	264,900	278,000	342,500
56	201,400	230,200	265,600	279,100	343,500
57	202,500	231,300	266,500	280,000	344,400
58	203,500	232,200	267,600	281,100	345,300
59	204,500	233,300	268,800	282,100	346,200
60	205,500	234,300	270,000	283,100	347,000
61	206,600	235,300	270,800	283,800	347,800
62	207,500	236,300	271,800	284,700	348,600
63	208,400	237,300	272,900	285,600	349,400
64	209,300	238,300	273,900	286,700	350,100
65	210,000	239,400	274,900	287,300	350,800
66	210,800	240,400	276,000	288,200	351,600
67	211,500	241,100	276,800	289,100	352,400
68	212,300	241,800	277,900	290,000	353,100
69	212,700	242,700	278,700	290,600	353,800
70	213,300	243,600	279,500	291,600	354,500
71	213,600	244,500	280,300	292,600	355,200
72	214,000	245,200	281,100	293,500	355,900
73	214,200	246,000	281,700	294,200	356,500
74	214,600	246,900	282,500	295,100	357,000
75	215,100	247,800	283,300	296,000	357,500
76	215,700	248,700	284,000	296,900	358,000
77	215,900	249,500	284,800	297,600	358,400
78	216,600	250,300	285,500	298,200	358,900
79	217,100	251,100	286,300	298,900	359,400
80	217,600	251,800	287,100	299,700	359,900
81	218,300	252,500	287,700	300,300	360,300
82	218,600	253,100	288,200	301,100	360,800
83	219,200	253,500	288,700	301,800	361,300
84	219,900	253,900	289,100	302,500	361,800
85	220,500	254,100	289,500	303,200	362,200
86	220,900	254,500	289,900	303,900	362,700
87	221,300	255,000	290,400	304,700	363,200
88	222,000	255,500	290,900	305,400	363,700
89	222,500	255,800	291,300	306,000	364,100
90	223,000	256,200	291,900	306,700	364,600
91	223,500	256,700	292,500	307,400	365,100
92	223,900	257,200	293,100	308,100	365,600
93	224,300	257,500	293,400	308,600	366,000
94	224,700	257,800	293,900	309,100	
95	225,100	258,100	294,400	309,700	

96	225,400	258,400	294,800	310,300	
97	225,700	258,600	295,200	310,900	
98	226,200	258,800	295,700	311,300	
99	226,700	259,100	296,200	311,800	
100	227,200	259,400	296,700	312,300	
101	227,600	259,600	297,000	312,600	
102	228,100	259,800	297,400		
103	228,700	260,200	297,900		
104	229,300	260,400	298,400		
105	229,700	260,700	298,800		
106	230,200	261,100	299,200		
107	230,500	261,400	299,500		
108	230,900	261,700	299,800		
109	231,100	261,900	300,100		
110	231,500	262,200	300,500		
111	232,000	262,400	300,900		
112	232,400	262,700	301,300		
113	232,600	263,000	301,600		
114	233,100	263,200	302,000		
115	233,600	263,500	302,400		
116	234,100	263,800	302,700		
117	234,400	264,000	302,900		
118	234,800	264,200	303,200		
119	235,200	264,500	303,500		
120	235,600	264,700	303,700		
121	236,000	265,000	303,900		
122		265,300	304,200		
123		265,600	304,500		
124		265,800	304,700		
125		266,000	304,900		
126		266,300	305,200		
127		266,500	305,500		
128		266,700	305,700		
129		267,000	305,900		
130		267,300	306,200		
131		267,600	306,500		
132		267,900	306,700		
133		268,100	306,900		
134		268,300			
135		268,600			
136		268,900			
137		269,100			
再任用 職員	164,700	184,200	199,400	210,800	213,300

備考 この表は、技能・労務職員で規則で定める職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	
	29	344,800	412,900	465,800	528,200	
	30	346,700	415,000	468,100	530,000	
	31	348,900	417,000	470,400	531,800	
	32	351,300	419,100	472,600	533,600	
	33	353,500	421,000	474,600	535,200	
	34	355,800	422,800	476,700	537,000	
	35	357,900	424,600	478,800	538,700	
	36	360,200	426,600	480,900	540,500	
	37	362,400	428,500	483,000	542,100	
	38	364,800	430,500	484,800	543,700	
	39	367,000	432,400	486,600	545,100	
	40	369,000	434,400	488,400	546,700	
	41	371,300	436,200	490,100	548,200	
	42	372,500	438,000	491,900	549,600	
	43	373,900	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	

再任用 職員以 外の職 員	47	379,100	446,900	500,600	555,500		
	48	380,600	448,600	502,400	556,500		
	49	381,700	450,400	504,000	557,500		
	50	382,700	452,100	505,300	558,400		
	51	383,700	453,900	506,600	559,300		
	52	384,500	455,700	507,900	560,200		
	53	385,400	457,600	508,900	561,000		
	54	386,300	458,800	510,200	561,900		
	55	387,000	460,000	511,500	562,800		
	56	387,900	461,200	512,800	563,700		
	57	388,600	462,400	513,800	564,600		
	58	389,500	463,400	514,600	565,500		
	59	390,300	464,400	515,400	566,400		
	60	391,100	465,400	516,200	567,100		
	61	391,600	466,200	517,100	568,000		
	62	392,100	466,900	517,900	568,900		
	63	392,500	467,600	518,800	569,800		
	64	393,000	468,300	519,600	570,700		
	65	393,300	469,000	520,500	571,600		
	66		469,700	521,400	572,500		
	67		470,400	522,100	573,400		
	68		471,000	523,000	574,300		
	69		471,300	523,900	575,200		
	70		472,000	524,700	576,100		
	71		472,700	525,600	577,000		
	72		473,400	526,500	577,900		
	73		473,800	527,300	578,800		
	74		474,400	528,200	579,700		
	75		475,100	529,100	580,600		
	76		475,800	529,800	581,500		
	77		476,200	530,600	582,400		
	78		476,800	531,500	583,300		
	79		477,400	532,400	584,200		
	80		477,900	533,300	585,100		
	81		478,500	534,100	586,000		
	82		479,000	535,000	586,900		
	83		479,500	535,900	587,800		
	84		480,000	536,800	588,700		
	85		480,400	537,600	589,600		
	86		481,000	538,500	590,500		
	87		481,400	539,400	591,400		
	88		481,900	540,300	592,300		
	89		482,400	541,100	593,200		
	90		483,000				
	91		483,600				
	92		484,000				
	93		484,500				
	94		485,100				
	95		485,700				
	96		486,300				
	97		486,800				
	再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定める職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	

再任用
職員以
外の職
員

47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300		
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600		
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900		
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100		
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400		
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700		
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000		
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200		
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	408,500		
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	408,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	409,000		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	409,300		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				

	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用 職員		188,400	197,800	210,500	225,600	237,500	250,400	259,600	263,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定める職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
1		165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
2		166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
3		168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
4		169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
5		171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6		172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7		174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8		175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9		176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10		178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11		180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12		181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13		182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14		184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15		186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16		188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17		191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18		193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19		195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20		197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21		199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22		201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23		203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24		205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25		207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26		209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27		210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28		211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29		212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30		213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31		215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32		216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33		217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34		219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35		220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36		221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37		222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38		224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39		225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40		226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41		227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42		229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43		230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44		231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45		233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46		234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47		235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100

再任用
職員以外
の職員

48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			

101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700	376,400			
115	294,100	325,300	358,200	376,900			
116	294,400	325,600	358,600	377,400			
117	294,700	325,800	359,000	378,000			
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300	363,100				
127	297,800	328,700	363,600				
128	298,200	328,900	364,100				
129	298,400	329,100	364,500				
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					

	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用 職員		211,600	226,800	241,300	252,000	256,500	262,100	266,300

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定める職員に適用する。

第2条 大垣市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）、12月に支給する場合には100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）」を「100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」に改める。

附則中第9項を第10項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 当分の間、市長が定める大垣市以外の団体に派遣され、その勤務場所が大垣市以外である職員に係る第12条の2の規定の適用については、同条第2項の規定にかかわらず、市長が別に定めるものとする。

（大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

第8条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第4条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

（大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第6条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部改正)

第7条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第8条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(大垣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 大垣市教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第10条 大垣市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(適用日)

2 第1条の規定による改正後の大垣市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第9条の規定による改正後の大垣市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教

育長給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大垣市職員の給与に関する条例若しくは第3条の規定による改正前の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、第7条の規定による改正前の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例若しくは第9条の規定による改正前の大垣市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例若しくは改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例若しくは改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(令和元年度における給料の額の特例)

- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における再任用職員に係る給料表の適用については、改正後の給与条例別表第1又は別表第2に掲げる再任用職員のそれぞれの職務の級の給料月額から、当該給料月額と改正前の大垣市職員の給与に関する条例別表第1又は別表第2に掲げる当該それぞれの職務の級に相当する職務の級の給料月額との差額を限度として市長が定める額を減ずるものとする。

(委任)

- 5 附則第3項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議第 96 号

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 12 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 97 号

大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 12 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

大垣市公設地方卸売市場業務条例（昭和 49 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「売買取引及び決済の方法」を「市場の業務の方法並びに売買取引及び決済の方法」に改める。

第 1 条中「及び岐阜県卸売市場条例（昭和 46 年岐阜県条例第 35 号）」を削る。

第 2 条を次のように改める。

（市場の設置等）

第 2 条 本市に市場を設置し、その名称、位置及び開設者は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大垣市公設地方卸売市場
- (2) 位置 大垣市古宮町 161 番地
- (3) 開設者 大垣市

第 3 条を次のように改める。

（取扱品目）

第 3 条 市場において取り扱うことのできる生鮮食料品等（以下「物品」という。）は、その品目ごとに次に掲げるものとする。

- (1) 青果 野菜、果実及びこれらの加工品並びに花き（規則で定めるものを除く。）
- (2) 水産物 生鮮水産物及びその加工品（規則で定めるものを除く。）

第 5 条第 3 項中「第 58 条第 1 項の規定により、知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者」を「第 2 条第 4 項に規定する卸売業者」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（卸売業者の承認）

第 6 条 卸売業者として卸売業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。
 - (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - (3) 第6条の3の規定による承認の取消し又は第56条第1項の規定による指定若しくは許可の取消しを受けた日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - (4) 卸売をする業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (5) 法人である場合は、その業務を執行する役員のうち第1号から前号までのいずれかに該当する者がいるとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同条第2号に規定する暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体（以下「暴力団関係者等」という。）であるとき。

第6条の次に次の5条を加える。

（事業報告書の提出等）

第6条の2 卸売業者は、規則で定めるところにより事業報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の事業報告書について閲覧の申し出があったときは、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、貸借対照表及び損益計算書を閲覧させなければならない。

（卸売業務の承認の取消し）

第6条の3 市長は、卸売業者が第6条第3項第1号、第2号、第5号若しくは第6号に該当することとなったとき又は卸売業務を行う者として必要な資力信用を有しなくなったときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

- 2 市長は、第56条第1項に定める場合のほか、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第6条第1項の承認の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに引き続き30日以上その業務を休止したとき。
- (3) その他業務の遂行が不可能と認められたとき。

(卸売業者の営業の譲渡し等)

第6条の4 卸売業者が営業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより承認申請書を市長に提出しなければならない。

(卸売業務の相続)

第6条の5 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、被相続人が死亡した日から起算して60日以内に市長に承認の申請をしなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 相続人が第1項の承認の申請をしたときは、被相続人が死亡した日からその承認をする旨又は承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第6条第1項の承認は、当該相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第6条の6 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所に変更があったとき。
- (2) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (3) 卸売の業務を廃止したとき。
- (4) その他規則で定める事項に該当したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第7条第1項中「知事」を「市長」に、「許可」を「承認」に改める。

第12条第2項中「の部類」を削り、同条第4項第4号中「、若しくは」を「、又は」に改める。

第15条第2項中「登録証等」を「登録証及び次条に規定するせり人章」に改める。

第17条第1項中「市場において」の次に「卸売に参加し、」を加え、同条第3項第3号を削り、同項第4号中「第20条」を「第19条」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 申請者が暴力団関係者等であるとき。

第19条を削る。

第20条中「又は第3号」を「、第3号若しくは第4号」に改め、同条を第19条とし、第2章第2節中同条の次に次の1条を加える。

(買受人組合の届出)

第20条 買受人が、買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員の名及び組合員数を市長に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

第21条の見出し及び同条第1項中「許可」を「承認」に改め、同項第1号中「第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者」を「卸売業者以外の者で物品の卸売を行うもの」に改め、同条第2項中「許可を」を「承認を」に改め、「次に掲げる事項を記載した」を削り、「許可申請書」を「承認申請書」に改め、同項各号を削る。

第22条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 暴力団関係者等であるとき。

第23条第1項第2号中「第21条第2項第1号から第3号までに掲げる事項」を「第21条第2項の規定による申請の内容」に改める。

第24条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に、「又は第2号」を「、第2号若しくは第5号」に改め、同条第2項中「許可」を「承認」に改める。

第25条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第26条に次の1項を加える。

2 第6条の4及び第6条の5の規定は、付属営業人について準用する。

「第3章 売買取引及び決済の方法」を「第3章 市場の業務の方法並びに売買取引及び決済の方法」に改める。

第3章中第27条から第37条までを次のように改める。

(開設者の責務)

第27条 市長は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人、付属営業人その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の原則)

第28条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第29条 卸売業者の売買取引の方法は、すべての物品についてせり売若しくは入札の方法又は相対取引とする。

(取引参加者の決済の方法)

第30条 市場における売買取引の決済は、第45条から第51条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

(販売方法の公表)

第31条 卸売業者は、次に掲げるものについて、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 物品の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の物品の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付基準を含む。）

(差別的取扱いの禁止等)

第32条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人その他市場において卸売を受ける者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その承認に係る物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がない限りその引受けを拒んではならない。

第33条から第37条まで 削除

第38条第1項中「(第33条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」という。本条において同じ。)を除く。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書」を「前項ただし書」に、「前2項」を「同項」に改め、同項を同条第2項とする。

第42条第1項中「次に掲げる」を「当日卸売をする」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次に掲げる事項」を「当日卸売をした物品の数量及び価格(消費税額を含む。第44条において同じ。)」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「その8パーセントに相当する額」を「消費税額」に改める。

第43条を次のように改める。

(卸売業者の卸売予定数量等の公表)

第43条 卸売業者は、前条の報告をしたときは、その内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第31条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第44条の見出し中「卸売予定数量等」を「指定管理者の卸売予定数量等」に改め、同条第1項中「次に掲げる」を「当日卸売される」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次に掲げる事項を公表」を「当日卸売された物品について主要な品目の数量及び価格を掲示」に改め、同項後段及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、前2項の掲示をしたときは、その内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第45条第1項中「の翌日」を「から起算して3日を経過する日」に改め、第2項中「本項」を「この条」に、「当該合計額の8パーセントに相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第50条ただし書の卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、価格、数量、価格と数量の積の合計額及び当該合計額の8パーセントに相当する金額)」を「消費税額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第38条第1項に規定する市長の指定する検査員が当該委託者の責めに帰すべき正当な理由があると確認し、卸売業者が卸

売代金を変更した物品については、第1項の売買仕切書には、当該変更に係る品目、等級、価格、数量、価格と数量の積の合計額及び消費税額を正確に記載しなければならない。

第46条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 花き 100分の8.5

第49条の見出し中「即時」を削り、同条第1項中「受けると同時に」を「受けた日から起算して3日を経過する日までに」に、「その8パーセントに相当する額」を「消費税額」に改める。

第50条を次のように改める。

(卸売代金の支払方法)

第50条 買受人は、前条第1項に規定する買い受けた物品の代金を現金払、口座振替その他適切な方法により支払わなければならない。

第51条の2第1項中「の部類」を削る。

第55条中「業務許可」を「業務承認」に改める。

第58条中「別表第5」を「別表」に改める。

第62条第1項中「科し」の次に「、第6条第1項の承認を取り消し」を加え、同条第2項中「取消し」を「取り消し」に改め、同条第3項中「許可を取消し」を「承認を取り消し」に、「その許可」を「その承認」に改め、同条第4項中「取消し」を「取り消し」に改める。

第63条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第64条の見出し中「無許可」を「承認のない」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第66条第1項中「市場へ入場する者」を「取引参加者及び市場へ入場する者」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長及び指定管理者」に改め、「認めるときは」の次に「、取引参加者及び」を、「対し」の次に「、取引の制限」を加える。

別表第1から別表第4までを削り、別表第5を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に改正前の大垣市公設地方卸売市場業務条例第21条第1項の規定により受けている許可については、改正後の大垣市公設地方卸売市場業務条例第21条第1項の規定により受けた承認とみなす。

議第98号

大垣市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

大垣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
(大垣市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大垣市水道事業等の設置等に関する条例

第1条から第3条までを次のように改める。

(水道事業等の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するとともに、公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、次の事業(以下「水道事業等」と総称する。)を設置する。

- (1) 水道事業
- (2) 簡易水道事業
- (3) 公共下水道事業
- (4) 特定環境保全公共下水道事業
- (5) 農業集落排水事業
- (6) 小規模集合排水事業

(法の全部適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)

第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、前条第2号から第6号までに掲げる事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業等は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 大垣市（曾根町及び北方町の一部、揖斐川以東の平町、山間高地部並びに旧墨俣町の一部を除く。）、安八郡神戸町大字中沢及び揖斐郡池田町市橋の一部の区域内

(2) 給水人口 16万5,050人

(3) 1日最大給水量 7万4,293立方メートル

3 簡易水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 大垣市簡易水道の管理に関する条例（平成10年条例第8号）第2条に規定する区域

(2) 給水人口 5,950人

(3) 1日最大給水量 3,285立方メートル

4 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の区域及び施設は、それぞれ下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定められた事業計画に定めるものとする。

5 農業集落排水事業の区域及び施設は、大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第62号）第3条第1項に規定するものとする。

6 小規模集合排水事業の区域及び施設は、大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例第3条第2項に規定するものとする。

第9条を第11条とする。

第8条第1項中「水道事業」を「水道事業等」に、「に基づき」を「により」に改め、同条第2項第3号中「水道事業」を「水道事業等」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「水道事業」を「水道事業等」に、「に基づき」を「により」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「水道事業」を「水道事業等」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「水道事業」を「水道事業等」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「に基づき」を「により」に、「水道事業」を「水道事業等」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特別会計）

第6条 農業集落排水事業及び小規模集合排水事業は、同一の特別会計において経理するものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、水道事業等に管理者を置かないものとする。

(大垣市部設置条例の一部改正)

第2条 大垣市部設置条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とする。

(大垣市職員定数条例の一部改正)

第3条 大垣市職員定数条例(昭和24年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「1,070人」を「1,039人」に改め、同条第2号中「53人」を「84人」に改める。

(大垣市特別会計条例の一部改正)

第4条 大垣市特別会計条例(昭和39年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを削り、第13号を第9号とし、第14号から第19号までを4号ずつ繰り上げ、同条に次の4号を加える。

(16) 大垣市簡易水道事業特別会計 簡易水道事業

(17) 大垣市公共下水道事業特別会計 公共下水道事業

(18) 大垣市特定環境保全公共下水道事業特別会計 特定環境保全公共下水道事業

(19) 大垣市農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業及び小規模集合排水事業

第2条中「第14号」を「第10号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(大垣市下水道条例の一部改正)

2 大垣市下水道条例(平成17年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「規則で」を「別に」に改める。

(大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管

理に関する条例の一部改正)

- 3 大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（施設の名称等）

第3条 農業集落排水処理施設の名称、所在地及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	所在地	処理区域
大垣市上石津西山浄化センター	大垣市上石津町西山 334番地1	上石津町西山
大垣市上石津南部浄化センター	大垣市上石津町下山 1210番地	上石津町下山、上石津町打上、上石津町堂之上、上石津町上及び上石津町細野

2 小規模集合排水処理施設の名称、所在地及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	所在地	処理区域
大垣市上石津平井処理場	大垣市上石津町牧田 265番地2	上石津町牧田のうち平井地区

第10条第2項中「規則で」を「別に」に改める。

（準備行為）

- 4 市長は、施行日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

議第 99 号

大垣市下水道条例等の一部改正について

大垣市下水道条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 12 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市下水道条例等の一部を改正する条例

(大垣市下水道条例の一部改正)

第 1 条 大垣市下水道条例（平成 17 年条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項の表中「1, 207.8 円」を「1, 280.4 円」に、「122.1 円」を「128.7 円」に、「141.9 円」を「150.7 円」に、「2, 415.6 円」を「2, 488.2 円」に、「723.8 円」を「744.7 円」に、「361.9 円」を「372.9 円」に、「119.9 円」を「123.2 円」に、「3, 623.4 円」を「3, 732.3 円」に改める。

(大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2, 415.6 円」を「2, 488.2 円」に、「723.8 円」を「744.7 円」に、「361.9 円」を「372.9 円」に、「119.9 円」を「123.2 円」に、「3, 623.4 円」を「3, 732.3 円」に改める。

(大垣市簡易水道の管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 大垣市簡易水道の管理に関する条例（平成 10 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項の表中「660 円」を「712.8 円」に、「176 円」を「190.3 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(大垣市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大垣市下水道条例第19条第1項の規定は、令和2年6月1日以後に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料については、なお従前の例による。

(大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和2年6月1日以後に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料については、なお従前の例による。

(大垣市簡易水道の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の大垣市簡易水道の管理に関する条例第14条第1項の規定は、令和2年6月1日以後に算定する料金について適用し、同日前に算定する料金については、なお従前の例による。

議第100号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

- | | |
|--------------|--|
| 1 財産の種類及び数量 | 無停電電源装置一式 |
| 2 取得 価 格 | 4,070万円 |
| 3 取得 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 取得 の 相 手 方 | 大阪府大阪府中央区城見2丁目2番53号
富士通フロンテック株式会社 西日本支社
西日本支社長 高倉 秀憲 |

議第101号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市青年の家
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市見取町1丁目13番地1
特定非営利活動法人 大垣市レクリエーション協会
会長 安田 和夫
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市公設地方卸売市場
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市古宮町161番地
大垣水産青果株式会社
代表取締役 才門 勉
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議第103号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり認定するものとする。

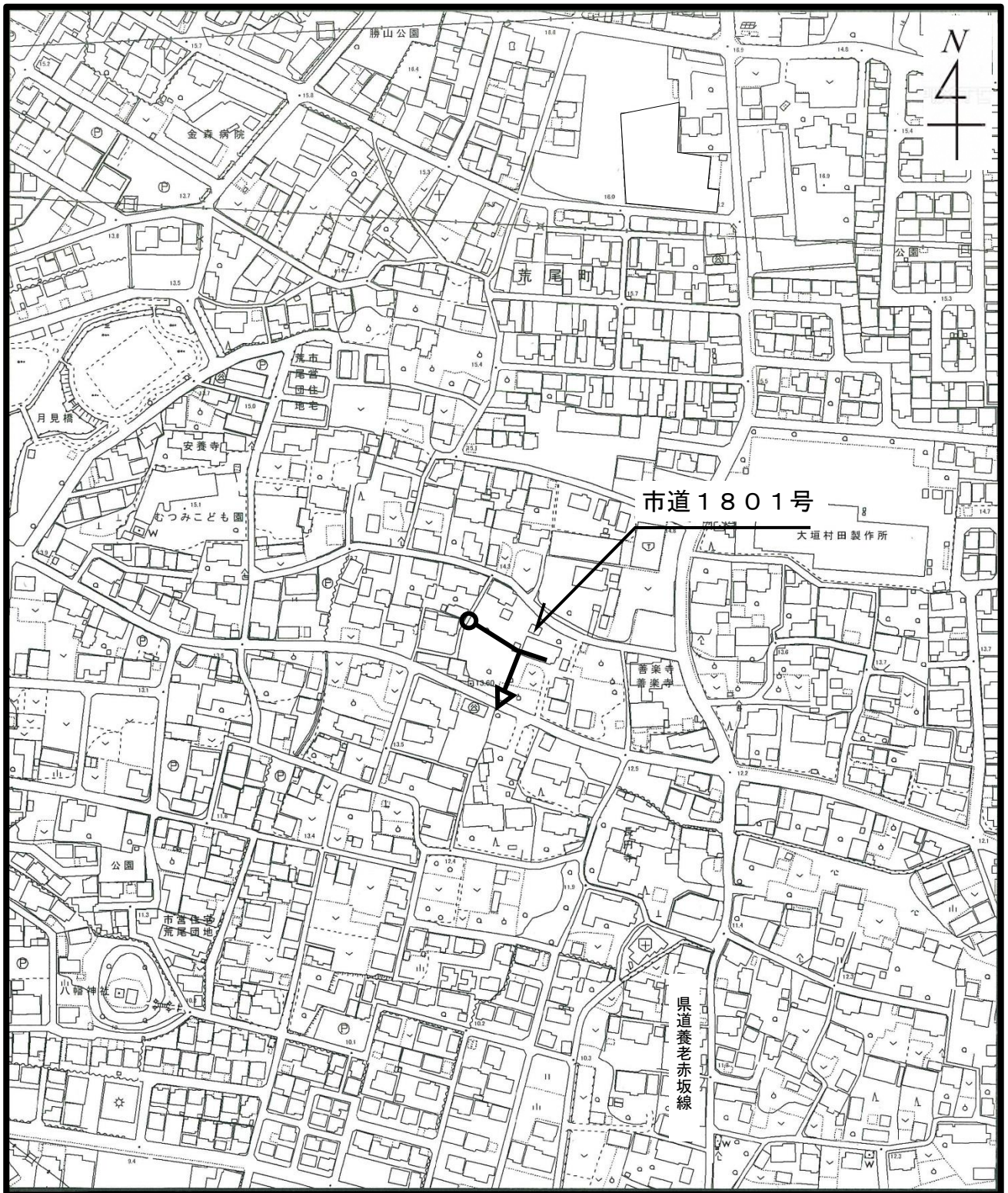
令和元年12月2日 提出

大垣市長 小川 敏

市道路線認定調書

路線 番号	路線名	起 点		重要な 経過地	備 考
		終 点			
1801	荒尾122号線	大垣市荒尾町字西瀬古1069番11	地先から		
		大垣市荒尾町字西瀬古1069番17	地先まで		
1802	長松101号線	大垣市長松町字鯛ノ橋422番2	地先から		
		大垣市長松町字鯛ノ橋435番6	地先まで		
2921	領家13号線	大垣市領家町2丁目48番6	地先から		
		大垣市領家町2丁目48番15	地先まで		
2922	領家14号線	大垣市領家町2丁目107番1	地先から		
		大垣市領家町2丁目109番	地先まで		

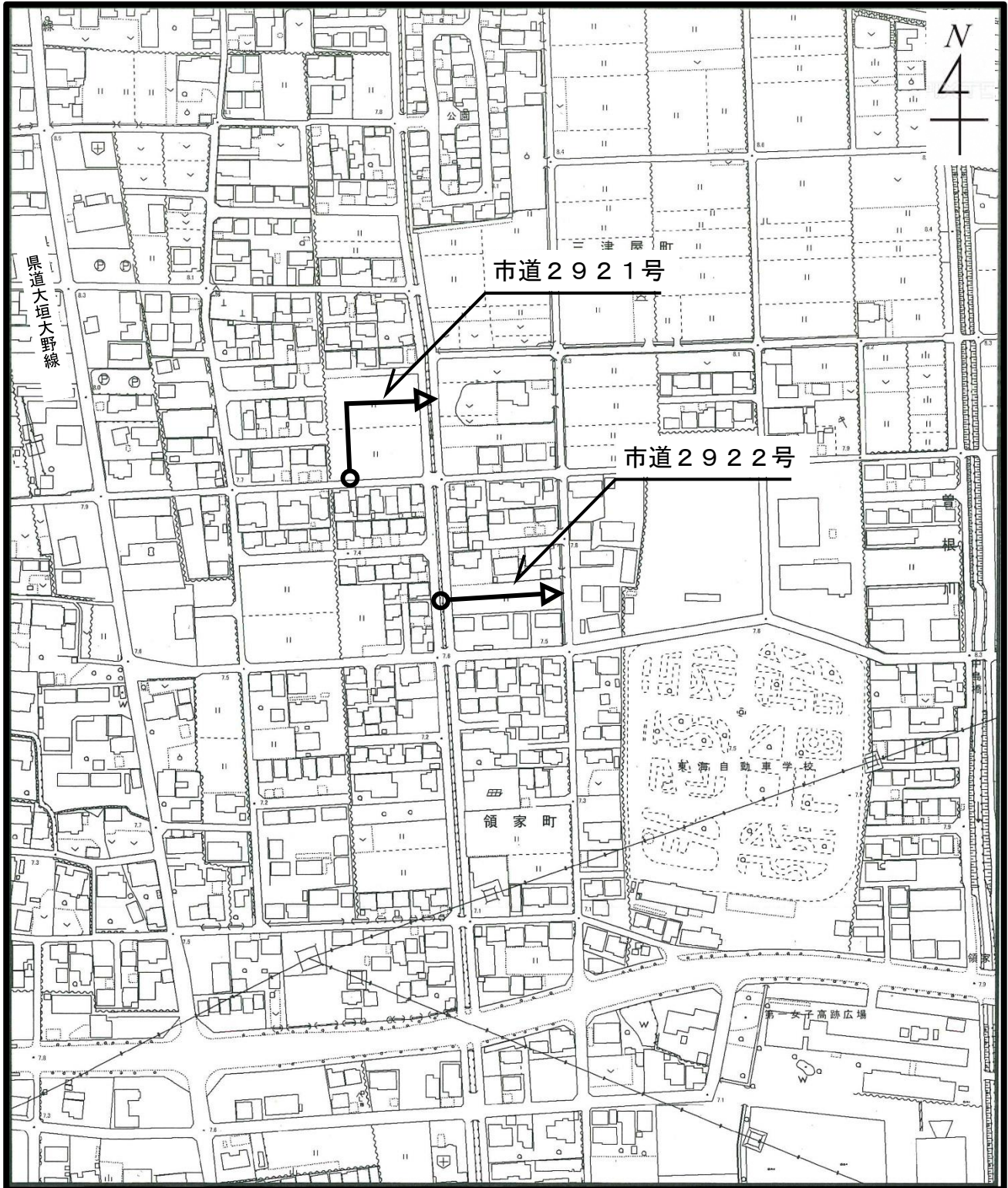
大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



報第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小川 敏

専第9号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年9月25日 専決

大垣市長 小川 敏

1 損害賠償の額 40万960円

2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●
●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●

3 事故の概要 平成30年11月7日午前9時20分頃、大垣市津村町1丁目179番2地先において、本市下水道課職員が運転する公用車が、相手方が運転する自動車に接触し、損害を与えた。

報第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小川 敏

専第10号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年10月8日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 28万8,695円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 事故の概要 | 令和元年9月6日午後5時30分頃、大垣市上石津町谷畑189番2地先において、道路側溝蓋が相手方が運転する自動車に接触し、損害を与えた。 |

報第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和元年12月2日 提出

大垣市長 小川 敏

専第11号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年11月19日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 12万450円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 | 事故の概要 | 令和元年9月25日午前8時頃、●●●●●●●●●●
●●において、本市江東小学校職員による除草作業中に発生した飛び石が、相手方が所有する自動車のボンネットに当たり、損害を与えた。 |